



復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

開催日	平成 29 年 4 月 7 日 (金)
時 間	14:00~16:30 / 18:30~20:35
場 所	釜石情報交流センター 釜石 PIT
参加人数	130 人 (午後 : 80 人、夜 : 50 人)
議 題	<p>① 宅地造成・道路工事の進捗状況について ② 東前町・新浜町エリアの整備について ③ 宅地引渡し可能時期のお知らせについて ④ 宅地品質の考え方について ⑤ 復興公営住宅の整備状況について ⑥ 港町 2 号線道路整備状況について ⑦ 生活環境の整備について</p> <p>1) 復興事業整備地区ごみ集積所整備事業及び街路灯・防犯灯について 2) 集会所・消防屯所の整備について ⑧ 住宅再建に係る補助制度について ⑨ フロントプロジェクトについて ⑩ 水産業の復興について ⑪ 釜石港海岸・釜石漁港海岸の防潮堤について ⑫ 甲子川水門の進捗状況について</p>

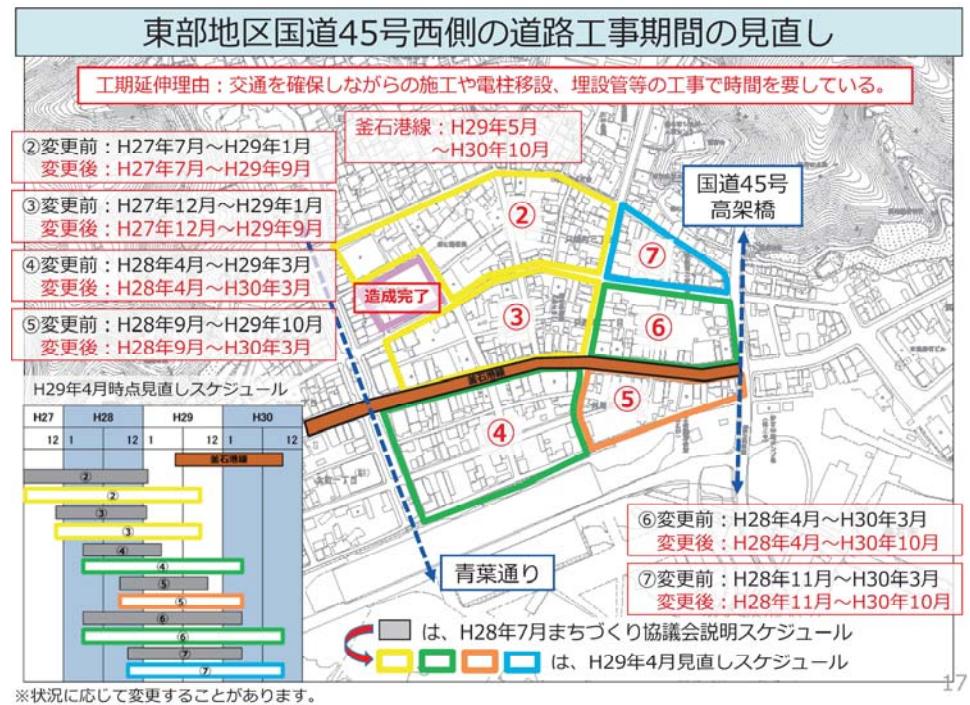
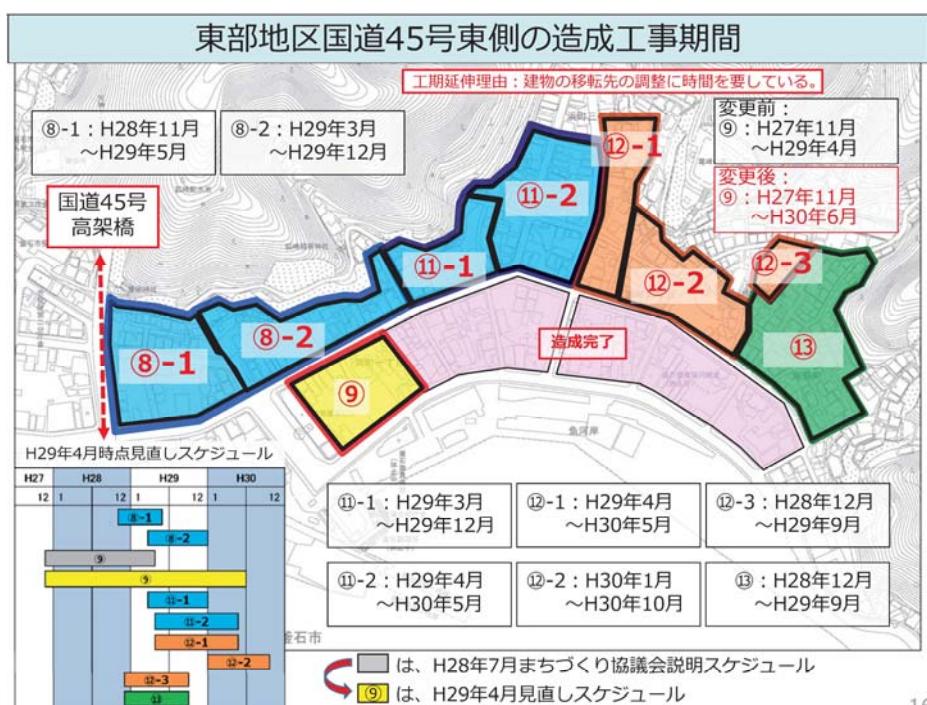


当日は、これらの議題について担当より説明いたしました。出席された皆様から、宅地引渡し時期、宅地品質やごみ集積所、人口減少に関する問題など様々な御意見をいただきました。

工事の遅延に伴い、宅地の引渡し時期に遅れが生じることについて、遅延の理由や今後の対策を御説明し、皆様にお詫びを申し上げました。

議題の概要

工事進捗状況及びスケジュールについて (大町～東前町)



工事の遅延について

平成 28 年 10 月に開催したまちづくり協議会にて提示したスケジュールより、国道 45 号東側宅地工事の⑨では約 1 年 2 ヶ月、国道 45 号西側の道路工事では約 5 ヶ月から 1 年の遅延が生じました。

国道 45 号東側⑨宅地造成の主な遅延理由

- ① 建物の移転先の調整に時間を要しています。

国道 45 号西側道路工事の主な遅延理由

- ① 交通を確保しながらの施工や電柱移設、埋設管の工事で時間を要しています。
② 電柱は、建てる宅地の方の御承諾に相当の時間を要しています。
③ 水道管・下水道管等の埋設管が地中において輻そうしており、掘ってみないと分からぬ部分もあり、時間を要しています。

これから実施する対策

ステップ 1 埋設管工事、ステップ 2 電柱工事、ステップ 3 道路工事と手順をたてて進めておりますが、遅延による御迷惑が可能な限り少なくなるよう、夜間工事の実施を含め、取り組んでまいります。

復興公営住宅の整備状況について

東部地区では、これまで 14 団地に 430 戸を整備することで進めてきましたが、今般、只越 5 号を追加し団地数を 15 団地としました。

只越復興住宅 5 号（仮称）は、浜町復興住宅の工期延伸の対策として、只越町地区に一部前倒しで整備いたします。また、新たな用地取得を必要としない只越一丁目の市有地を建設地としました。計 22 戸（1LDK : 8 戸、2LDK : 14 戸）を整備することとし、現在設計を進めています。

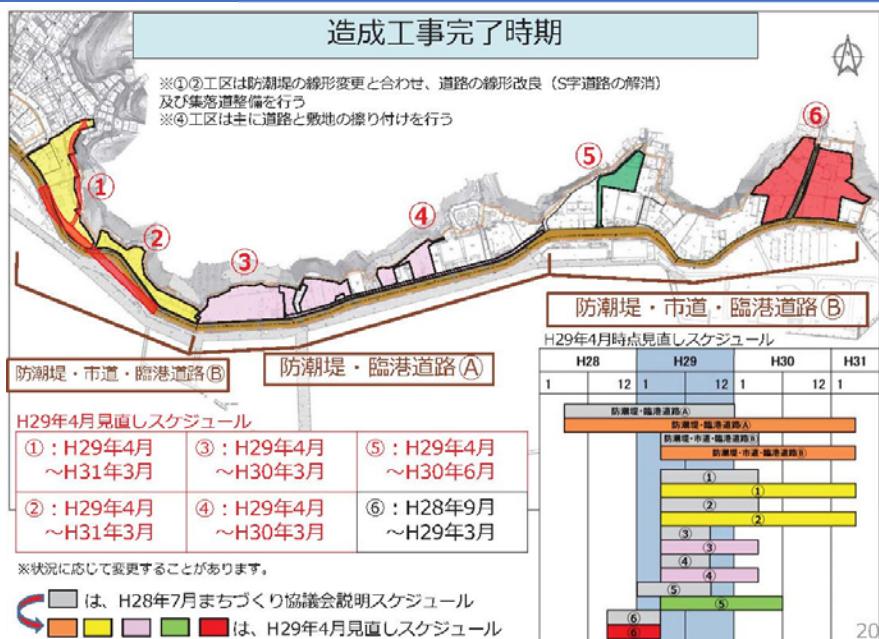
浜町についても、20 世帯の方々が希望されており、住宅の整備を行う予定です。整備戸数は、3 月に行った第 5 回再募集の結果をふまえ、決定することとしていますが、決まり次第改めてお知らせいたします。

【別資料 32～34 ページ】

【仮申し込みの結果】

結果区分	1LDK	2LDK	合計
浜町希望者	11	9	20
只越 5 号希望者	8	14	22
第 4 回再募集内定者	2	4	6
辞退者	0	5	5
合計	21	32	53

東前町・新浜町エリアの整備について



工事の遅延について

【別資料 20~21 ページ】

東前町・新浜町エリア内の各工区において、平成 28 年 7 月のまちづくり協議会で説明しましたスケジュールから遅延が生じました。

■ 主な遅延理由

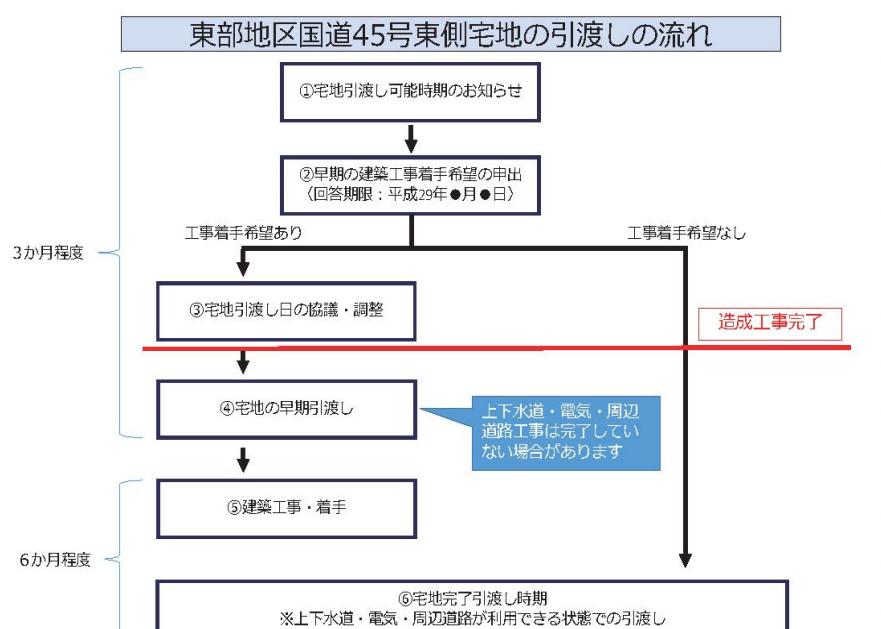
- 漁港施設機能強化事業・漁業集落防災機能強化事業・防潮堤災害復旧事業との調整に時間を要しました。
- 筆界未定の解決などの用地調整に時間を要しました。

これから実施する対策

これ以上遅延することがないよう、次の対策を講じて事業の進捗を図ります。

- 事業区域内で複数事業が行われていることから、事業間の連絡調整を密に行うなど、効率的な工事発注及び工事の実施を行います。

宅地引渡し可能時期のお知らせについて



造成工事完了のおよそ 3 カ月前を目途に宅地引渡し可能時期をお知らせしますので、早期に建築工事に着手される方は申し出て下さい。

また、早期に建築工事に着手した場合、上下水道、電気等ライフライン工事が未完了の場合がございますが、建築工事完了後には、ライフラインが利用可能となるよう協議・調整してまいります。

このような御意見をいただきました

- 自治会立ち上げに民間からの補助金を貰っている地区もあるという話だが、格差があるのはおかしいのでは?
市としては自治会立ち上げに 10 万円を補助しています。その他様々な支援団体が動いておりますが、市まで情報が届いておりません。市としましては、格差がないように調整しているつもりです。御了承をお願いいたします。
- 人口が停滞し高齢化が進んでいる中で、復興の過程でどのような街にしようと考えているのか、また総合的な絵を示す時期に来ているのではないか?
市全体としては、次の世代に誇りうる自立したまちにしていくと準備を進めています。東部地区においては、浜町の復興公営住宅工事で遅れが出たため、只越に一部を分け整備する方向で進めておりました。浜町の人口が減少するという御指摘はそのとおりですが、フロントプロジェクト 3 魚河岸地区の賑わいの広場も含め、東部地区全体が賑わうよう、計画しております。
- 公共施設の再配置は、人口が減少していることに伴い、運営が大変困難になっている。行政のビジョンを示して欲しい。
人口減少や高齢化に伴う公共施設の運営方法について、市では 3 月末に公共施設等総合管理計画を作成し、その中に記載しております。市の広報を通じ皆様にお示ししてまいります。
- 引渡し後に造成地の強度不足や沈下が生じた場合、その対応はどうなるのか?
地盤から 2.5 m 以上盛土した部分は、30 kN/m² 以上の強度を確保いたしますが、強度不足や沈下が生じた場合は、かし担保の条文により、市が原因を確認し、対応を行います。
- ごみ箱の貸与条件として 10 世帯以上というのは、造成宅地の周辺に居住されている方も含めて考えていくべきではないか。
造成地の再建見込み世帯だけでなく、その周辺に居住されている方々も含め 10 世帯以上を条件としております。今後、町内会と協議を行いながら進めてまいります。



復興事業については、可能な限り皆様の期待に応えられるよう進めていきたいと考えております。1 日も早い工事の完成に向け、今後も全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。



復興計画の事業進捗等については「広報かまいし」や市のホームページでも公開しています。
併せてご覧ください。

■協議会等に関するお問い合わせ
釜石市復興推進本部
TEL : 0193-27-8479
FAX : 0193-22-2686